

青森県後期高齢者医療広域連合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例をここに公布する。

令和五年二月二十日

青森県後期高齢者医療広域連合長

小野晃彦

青森県後期高齢者医療広域連合条例第四号

青森県後期高齢者医療広域連合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例

(青森県後期高齢者医療広域連合職員の定年等に関する条例の一部改正)

第一条 青森県後期高齢者医療広域連合職員の定年等に関する条例(平成十九年青森県後期高齢者医療広域連合条例第五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十八条の二第一項から第三項まで及び第二十八条の三」を「以下「法」という。」第二十二條の四第一項、第二十二條の五第一項、第二十八條の二(第三項を除く。)、第二十八條の五、第二十八條の六第一項から第三項まで、第二十八條の七及び附則第二十一項から第二十三項まで」に改める。

第三条中「六十年」を「六十五年」に改める。

第四条第一項中「の各号のいずれかに該当し、かつ、その退職により公務の運営に著しい支障が生ずる」を「に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続き」を「引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第九条第一項から第四項までの規定により異動期間(同条第一項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。) (同条第一項から第四項までの規定により延長された異動期間を含む。) を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職(第六条に規定する職をいう。以下同じ。) を占めている職員については、第九条第一項又は第二項の規定により当該定年退職日まで当該異動期間を延長した場合に限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えることができない。

第四条第一項各号を次のように改める。

一 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。

二 当該職務が高度の知識、技能若しくは経験を必要とするものであるため、又は当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

第四条第二項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に、「一年」を「これらの期限の翌日から起算して一年」に改め、同項ただし書中「その」を「当該」に、「の翌日」を「(同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日)の翌日」に改め、同条第三項中「引き続き」を「引き続き」に、「当該」を「あらかじめ当該」に改め、同条第四項中「任命権者は」の下に、「第一項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第二項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第一項の事由が存しなくなった」を「第一項各号に掲げる事由がなくなった」に、「期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる」を「当該期限を繰り上げるものとする」に改め、同条第五項を削る。

本則に次の七条を加える。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等の対象となる職)

第六条 法第二十八条の二第一項に規定する条例で定める職は、青森県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例(平成十九年青森県後期高齢者医療広域連合条例第十五号)第八条第一項に規定する職とする。

(管理監督職勤務上限年齢)

第七条 法第二十八条の二第一項の管理監督職勤務上限年齢は、年齢六十年とする。

(管理監督職以外の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第八条 任命権者は、法第二十八条の二第一項本文の規定による管理監督職以外の職への降任又は転任(以下この条において「降任等」という。)(以下「管理監督職以外の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第十三条、第十五条、第二十三条の三、第二十七条第一項及び第五十六条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

一 当該職員の人事評価の結果、勤務の状況、職務経験等に基づき、降任等をしようとする職の属する職制上の段階の標

準的な職に係る法第十五条の二第一項第五号に規定する標準職務遂行能力（次条第三項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。

二 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

三 当該職員が管理監督職以外の職への降任等を行う際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職員」という。）の管理監督職以外の職への降任等もする場合には、第一号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第九条 任命権者は、管理監督職以外の職への降任等をするべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の四月一日までの間をいう。以下この条において同じ。）の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第三項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

一 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の管理監督職以外の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

二 当該職務が高度の知識、技能若しくは経験を必要とするものであるため、又は当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の管理監督職以外の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理

監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第四項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えることができない。

3 任命権者は、第一項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、管理監督職以外の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の管理監督職以外の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができるとができる。

4 任命権者は、第一項若しくは第二項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第二項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができる場合を除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前三項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

5 任命権者は、前各項の規定による異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）の延長及び当該延長に係る職員の降任又は転任をする場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。

6 任命権者は、第一項から第四項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された職員について、延長された当該異動期間の末日が到来する前に当該延長の事由がなくなつたと認めるときは、管理監督職以外の職への降任等をするものとする。

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第十条 任命権者は、年齢六十年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条第一項において「年齢六十年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢六十年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第十一条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、広域連合を組織する地方公共団体の年齢六十年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

（施行事項）

第十二条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の二項を加える。

（定年に関する経過措置）

2 令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間における第三条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げ

る期間の区分に応じ、同条本文中「六十五年」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで	六十一年
令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	六十二年
令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	六十三年
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	六十四年

(年齢六十年に達する職員等に対する情報の提供及び勤務の意思の確認)

3 任命権者は、当分の間、職員(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この項において同じ。)が年齢六十年に達する日の属する年度の前年度(当該前年度に職員でなかった者で、当該前年度の末日後に採用された職員にあつては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間)において、当該職員に対し、当該職員が年齢六十年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(青森県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部改正)

第二条 青森県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例(平成十九年青森県後期高齢者医療広域連合条例第十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「の定める」を「で定める」に改め、同条第四項及び第六項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第十項を削る。

第五条を次のように改める。

第五条 法第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務

職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第二条第二項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第十一条第一項第一号及び第二号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第十二条第二項第一号中「その者」を「当該職員」に改め、同項第二号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第三号中「その者」を「当該職員」に改める。

第十五条第二項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第四項中「(第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を削る。

第二十条第三項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十三条第一項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第二項第一号及び第二号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十四条第二項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の五項を加える。

8 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が六十歳に達した日後における最初の四月一日(以下「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号給に応じた額に百分の七十を乗じて得た額(当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。)とする。

9 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

一 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

二 青森県後期高齢者医療広域連合職員の定年等に関する条例(平成十九年青森県後期高齢者医療広域連合条例第五号。以下この項及び次項において「定年等条例」という。)第四条第一項又は第二項の規定により勤務している職員(定



年等条例第二条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

三 定年等条例第九条第一項又は第二項の規定により同条第一項に規定する異動期間（同項又は同条第二項の規定により延長された期間を含む。）を延長された定年等条例第六条に規定する職を占める職員

10 定年等条例第八条に規定する管理監督職以外の職への降任等をされた日（以下「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第八項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、当分の間、特定日以後、附則第八項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

11 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

12 附則第八項から前項までに定めるもののほか、附則第八項の規定による給料月額、附則第十項の規定による給料その他附則第八項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第一再任用職員以外の職員の欄中「        」を「        」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再任用期間勤務職	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
	円 187,700	円 215,200	円 255,200	円 274,600	円 289,700	円 315,100	円 356,800
							円 389,900

(青森県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第三条 青森県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成十九年青森県後期高齢者医療広域連合条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第三条中「第二十八条の五第一項」を「第二十二條の四第一項」に改める。

(青森県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部改正)

第四条 青森県後期高齢者医療広域連合職員定数条例(平成十九年青森県後期高齢者医療広域連合条例第四号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第二十八条の五第一項」を「第二十二條の四第一項」に改める。

(青森県後期高齢者医療広域連合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第五条 青森県後期高齢者医療広域連合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(平成十九年青森県後期高齢者医療広域連合条例第八号)の一部を次のように改正する。

第三条中「期間、」の下に「その発令の日に受ける」を加え、「額」の十分の一以下の額を「額。以下この条において同じ。」の十分の一以下に相当する額」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額の十分の一に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(青森県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第六条 青森県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成十九年青森県後期高齢者医療広域連合条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を「第二十二条の四第一項又は第二十条の五第一項の規定により採用された職員」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第三条第一項ただし書及び第二項ただし書、第四条第二項、第十二条第一項第一号並びに第十八条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(青森県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第七条 青森県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例(平成十九年青森県後期高齢者医療広域連合条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「引き続き」を「引き続き」に改め、同条に次の一号を加える。

三 青森県後期高齢者医療広域連合職員の定年等に関する条例第九条第一項から第四項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。第九条第一号において同じ。)を延長された同条例第六条に規定する職を占める職員

第十四条の表第三条第一項ただし書、第三条第二項ただし書、第四条第二項及び第十二条第一項第一号の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第十五条の表第十二条第二項第二号の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(青森県後期高齢者医療広域連合職員の再任用に関する条例の廃止)

第八条 青森県後期高齢者医療広域連合職員の再任用に関する条例(平成十九年青森県後期高齢者医療広域連合条例第六号)は、廃止する。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。  
(改正法附則第二条第三項の条例で定める年齢)
- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「改正法」という。）附則第二条第三項の条例で定める年齢は、年齢六十年とする。  
(定年による退職の特例に関する経過措置)
- 3 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第一条の規定による改正前の青森県後期高齢者医療広域連合職員の定年等に関する条例（以下「旧定年等条例」という。）第四条第一項又は第二項の規定により勤務することとされ、かつ、旧定年等条例勤務延長期限（同条第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧定年等条例勤務延長職員」という。）について、旧定年等条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第一条の規定による改正後の青森県後期高齢者医療広域連合職員の定年等に関する条例（以下「新定年等条例」という。）第四条第一項各号に掲げる事由があると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧定年等条例勤務延長職員に係る青森県後期高齢者医療広域連合職員の定年等に関する条例第二条に規定する定年退職日の翌日から起算して三年を超えないことできない。
- 4 任命権者は、基準日（施行日、令和七年四月一日、令和九年四月一日、令和十一年四月一日及び令和十三年四月一日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の三月三十一日までの間、基準日における新定年等条例定年（新定年等条例第三条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新定年等条例定年（旧定年等条例第三条に規定する定年をいう。以下同じ。）を超えては、施行日の前日における旧定年等条例定年（旧定年等条例第三条に規定する定年をいう。以下同じ。）を超える職（基準日における新定年等条例定年が新定年等条例第三条に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職に、基準日から基準日の翌年の三月三十一日までの間に新定年等条例第四条第一項若しくは第二項、改

正法附則第三条第五項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新定年等条例定年（基準日が施行日である場合にあっては、施行日の前日における旧定年等条例定年）に達している職員を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

5 新定年等条例第四条第三項及び第四項並びに第十二条の規定は、附則第三項の規定による勤務について準用する。

6 第二条の規定による改正後の青森県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）附則第八項から第十二項までの規定は、改正法附則第三条第五項又は附則第三項の規定により勤務している職員には適用しない。

（定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

7 任命権者は、基準日（令和七年四月一日、令和九年四月一日、令和十一年四月一日及び令和十三年四月一日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の三月三十一日までの間、基準日における新定年等条例定年相当年齢（短時間勤務の職（新定年等条例第十条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新定年等条例定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新定年等条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新定年等条例定年相当年齢が新定年等条例第三条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職（以下この項において「新定年等条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新定年等条例第十条に規定する年齢六十一年以上退職者となった者（基準日前から新定年等条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新定年等条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年等条例第十条又は第十一条の規定により採用することができず、新定年等条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新定年等条例第十条又は第十一条の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新定年等条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年等条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

8 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢六十五年に達する日以後における最初の三月三十一日(以下「年齢六十五年到達年度の末日」という。)までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年等条例定年(施行日以後に新たに設置された職及び組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年等条例定年に準じた当該職に係る年齢)に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

一 施行日前に青森県後期高齢者医療広域連合職員の定年等に関する条例第二条の規定により退職した者  
二 旧定年等条例第四条第一項若しくは第二項、改正法附則第三条第五項又は附則第三項の規定により勤務した後退職した者

三 二十五年以上勤続して施行日前に退職した者(前二号に掲げる者を除く。)のうち、次に掲げる者

イ 当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間にある者

ロ 当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間に改正法による改正前の地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定による採用又は暫定再任用(この項、次項又は附則第十二項、第十四項、第十六項、第十七項、第十九項若しくは第二十項の規定により採用することをいう。以下同じ。)をされたことがある者(イに掲げる者を除く。)

9 令和十四年三月三十一日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢六十五年到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年等条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

一 施行日以後に青森県後期高齢者医療広域連合職員の定年等に関する条例第二条の規定により退職した者

二 施行日以後に新定年等条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務した後退職した者

- 三 施行日以後に新定年等条例第十条の規定により採用された者のうち、改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第二十二條の四第三項に規定する任期が満了したことにより退職した者
- 四 施行日以後に新定年等条例第十一条の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第二十二條の五第三項において準用する新地方公務員法第二十二條の四第三項に規定する任期が満了したことにより退職した者
- 五 二十五年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）のうち、次に掲げる者
  - イ 当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間にある者
  - ロ 当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間に暫定再任用をされたことがある者（イに掲げる者を除く。）
- 10 前二項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、一年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前二項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の年齢六十五年到達年度の末日以前でなければならない。
- 11 前項の規定による任期の更新は、職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができるものとする。
- 12 任命権者は、附則第十項の規定により任期を更新する場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。
- 13 任命権者は、附則第八項の規定によるほか、広域連合を組織する地方公共団体における同項各号に掲げる者のうち、年齢六十五年到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年等条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- 14 令和十四年三月三十一日までの間、任命権者は、附則第九項の規定によるほか、広域連合を組織する地方公共団体における同項各号に掲げる者のうち、年齢六十五年到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年等条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

15 前二項の規定により採用された職員の内、附則第十項から第十二項までの規定を準用する。

16 任命権者は、新地方公務員法第二十一条の第四項の規定にかかわらず、附則第八項各号に掲げる者のうち、年齢六十五年到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧定年等条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧定年等条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該短時間勤務の職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年等条例定年に準じた当該短時間勤務の職に係る年齢）をいう。附則第十九項において同じ。）に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

17 令和十四年三月三十一日までの間、任命権者は、新地方公務員法第二十二条の第四項の規定にかかわらず、附則第九項各号に掲げる者のうち、年齢六十五年到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年等条例定年相当年齢に達しているもの（新定年等条例第十条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

18 前二項の規定により採用された職員の内、附則第十項から第十二項までの規定を準用する。

19 任命権者は、附則第十六項の規定によるほか、新地方公務員法第二十二條の五第三項において準用する新地方公務員法第二十二條の第四項の規定にかかわらず、広域連合を組織する地方公共団体における附則第八項各号に掲げる者のうち、年齢六十五年到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧定年等条例定年相当年齢に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

20 令和十四年三月三十一日までの間、任命権者は、附則第十七項の規定によるほか、新地方公務員法第二十二條の五第三



項において準用する新地方公務員法第二十二條の四第四項の規定にかかわらず、広域連合を組織する地方公共団体における附則第九項各号に掲げる者のうち、年齢六十五年到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年等条例定年相当年齢に達しているもの（新定年等条例第十一條の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

21 前二項の規定により採用された職員の任期については、附則第十項から第十二項までの規定を準用する。

22 改正法附則第八條第三項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

一 施行日以後に新たに設置された職

二 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

23 改正法附則第八條第三項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年等条例定年に準じた当該職に係る年齢とする。

24 改正法附則第四條から第七條までの規定が適用される場合における改正法附則第八條第四項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第二十二條の四第四項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

一 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

二 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

25 改正法附則第四條から第七條までの規定が適用される場合における改正法附則第八條第四項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第二十二條の四第四項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が同項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年等条例定年に準じた同項に規定する職に係る年齢とする。

26 改正法附則第八條第五項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第八項から第二十一項までの規定が適用される間における各年の四月一日（施行日を除く。）をいう。以下同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年等条例定年（短時間勤務の職にあつては、当該短時間勤務の職を占める職員が、常

時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新定年等条例定年をいう。以下同じ。)が基準日の前日における新定年等条例定年を超える職とする。

一 基準日以後に新たに設置された職(短時間勤務の職を含む。)

二 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職(短時間勤務の職を含む。)

27 改正法附則第八条第五項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年等条例定年に達している者とする。

28 改正法附則第八条第五項の条例で定める職員は、附則第二十六項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年等条例定年に達している職員とする。

29 附則第八項、第九項、第十三項又は第十四項の規定により採用された職員の給料月額は、当該職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される青森県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例第三条第一項の給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該職員の属する職務の級に応じた額とする。

30 附則第十六項、第十七項、第十九項又は第二十項の規定により採用された職員(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される青森県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例第三条第一項の給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、第六条の規定による改正後の青森県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例(附則第三十四項において「新勤務時間条例」という。)第二条第二項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

31 附則第八項、第九項、第十三項又は第十四項の規定により採用された職員及び暫定再任用短時間勤務職員(以下「暫定再任用職員」という。)は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第十一条第一項及び第二十条第三項の規定を適用する。

32 新給与条例第二十三条第一項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額と同条第二項各号に掲げる

職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第一号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員（青森県後期高齢者医療広域連合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和五年青森県後期高齢者医療広域連合条例第四号）附則第三十一項に規定する暫定再任用職員をいう。次号において同じ。）」と、同項第二号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

33 新給与条例第四条、第九条及び第十条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

34 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第十二条第二項及び第十五条第二項並びに新勤務時間条例第二条第二項、第三条第一項ただし書及び第二項ただし書、第四条第二項、第十二条第一項並びに第十八条の規定を適用する。

（規則への委任）

35 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。